

上天草市環境基本計画の素案概要に関する意見募集結果について

1 意見募集の対象

上天草市環境基本計画の素案概要

2 意見募集の期間

平成 22 年 12 月 3 日（金）から平成 22 年 12 月 22 日（水）まで（20 日間）

3 実施の方法

（1）市ホームページへの掲載

（2）市役所各庁舎での閲覧

（3）各団体等への郵送（44 団体）

※市民への広報（防災行政無線による放送、地区班回覧による周知）

4 意見提出方法

（1）各庁舎窓口への持参

（2）郵送

（3）ファクシミリ（FAX）

（4）電子メール

5 意見の件数（意見提出者数）

3 件（1 個人 2 団体）

6 意見の取扱い

（1）反映（意見を踏まえて内容に反映させるもの）2 件

（2）既記載（意見の趣旨・考えを既に記載しているもの）1 件

7 公表

（1）市ホームページへの掲載（平成 22 年 12 月 27 日）

（2）内容（意見の概要と市の考え方）

※裏面記載のとおり

○意見の概要と市の考え方

意見の概要	市の考え方	取扱い
<p>市庁舎脇を流れる川を埋め立て、庁舎東側の空き地と合わせた小公園または遊歩道の計画による環境整備、市の上水道の要の一つである大潟上水道管理センターの環境保全が必要でないか。</p>	<p>御提案ありがとうございます。 市施設に係る環境整備及び環境保全に係るご意見に関しまして、P13の【環境美化の推進】の中で「公園などの公共施設を適正に維持管理します。」と記載しているところであり、御提案の内容につきましては、施設の管理者に伝えます。</p>	<p>既記載</p>
<p>第3章環境の概要は、問題提起の場であり、原因の解説及び対策論と展開されるべきと思います。しかし、各目・節ごとに問題となっていることが不明瞭に思われ、問題の提起や原因追求、対策に及ぶべき条文が欲しいと思います。また、第4章基本計画では、取り組みの各冒頭に目となる憲章文を掲げ、その憲章に基づき、市民集団が行うこと、市民個人が取り組むことなどに分けて表記されると良いと思います。</p>	<p>素案の考え方及び表記の仕方等に関しまして、長文に渡っての御意見等ありがとうございます。 今回の素案概要においては、御指摘のとおり、十分に表記できていない部分があったと認識しています。 市としましては、計画の内容はもちろん、計画書の編纂作業等に当たり、今回の御意見を踏まえ、表記の仕方などを整理し、市民の皆様に分かりやすい計画書を作成したいと考えております。</p>	<p>反映</p>
<p>第4章基本計画 5環境教育及び環境保全実践行動の推進の(3)市の取り組み【学校や地域における環境教育・環境学習の推進】の③について、「市内全小学校で熊本県が推進する学校版ISOに積極的に取り組むとともに、高校との連携も図ります。」に修正していただきたい。</p>	<p>御意見ありがとうございます。 第4章基本計画 5環境教育及び環境保全実践行動の推進の(3)市の取り組み【学校や地域における環境教育・環境学習の推進】の③につきましては、御意見を踏まえ、「市内小中学校で熊本県が推進する学校版ISOに積極的に取り組むとともに、高校や大学などと連携した環境教育・環境学習を推進します。」に修正を行います。</p>	<p>反映</p>